

第 58 回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成 24 年 10 月 26 日（金）13：00 ～ 14：28

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、安部委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

石津総務大臣政務官、前川内閣府総括審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、白岩総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 専門委員の発令等について
- (2) 諮問第 44 号「国勢調査に係る匿名データの作成について」
- (3) 諮問第 45 号「国民生活基礎調査の変更について」
- (4) 諮問第 46 号「法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について」
- (5) その他

5 議事概要

冒頭、石津総務大臣政務官から挨拶が行われた後、以下の議事が進められた。

(1) 専門委員の発令等について

樋口委員長から、資料 1 に基づき専門委員の発令及び資料 2 に基づき部会に属すべき専門委員の指名についての報告があった。

(2) 諮問第 44 号「国勢調査に係る匿名データの作成について」

総務省統計局国勢統計課から、資料 3 に基づき諮問内容の説明が行われ、その後、本諮問については、匿名データ部会に付議されることとなった。質疑等の主な意見は以下のとおり。

- ・ 情報の削除の中で、年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯があるが、再婚などによる家族形態の多様化に伴うことも考えられるので、この観点からも検討願いたい。
- ・ 分類区分の再編の中で、年齢は 5 歳階級別で提供するとなっているが、各種施策等の検討を行う際に 5 歳階級ではデータとして使えないこともあるので、年齢について検討願いたい。
- ・ 平成 12 年調査に調査事項としてある「家計の収入の種類」の情報が全く提供されないということについては、再検討願いたい。

(3) 諮問第 45 号「国民生活基礎調査の変更について」

金子総務省調査官から、資料 4 に基づき、諮問内容の説明が行われ、その後、本諮問については、人口・社会統計部会に付議されることとなった。

(4) 諮問第 46 号「法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について」

坂井総務省国際統計企画官及び平岩国土交通省土地市場課長から、資料 5 に基づき、諮問内容の説明が行われ、その後、本諮問については、サービス統計・企業統計部会に付議されることとなった。質疑等の主な意見は以下のとおり。

- ・ 本統計を基幹統計化することによる、被対象者となる法人の調査負担について検討願いたい。
- ・ 法人土地基本調査の調査周期は 5 年となっており、統合の対象である「企業の土地取得状況等に関する調査」は、これまで毎年実施されている。諮問事項は平成 25 年度の基幹統計調査であるが、平成 26 年度以降の在り方についても関連して議論はしていただきたい。

(5) その他

- ① 樋口委員長から、各府省へ次期基本計画の審議等に向けた勉強会への協力要請があった。
- ② 次回委員会は、11 月 28 日（水）13 時から中央合同庁舎第 4 号館で開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>